

必ず読んでね



重要な手続きの案内や
制度改正などを
お知らせするよ

5月は納期です

●固定資産税・都市計画税、軽自動車税

固納税課(TEL6384・1282 FAX6368・7344)

固定資産税・都市計画税の第1期分と、軽自動車税の納期は5月31日(水)です。納付は便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

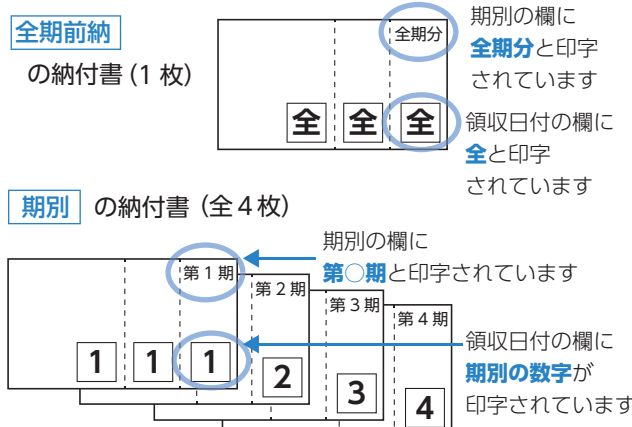
重複納付に注意

固定資産税・都市計画税で、全期前納用と期別納付用の重複納付が起きています。納付書は全期前納用と期別納付用があるので確認してから納付してください。また、領収証は廃棄せず保管してください。

●自動車税

固府自動車税コールセンター
(TEL0570・020156)

納付期限は5月31日(水)です。納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード(インターネットによる手続き)、インターネットバンキングで期限までに納めてください。



税証明の発行は税制課、資産税課、出張所へ

固税制課(TEL6384・1243)か資産税課(TEL6384・1245)いずれも(FAX6368・7344)

課税(所得)証明書、納税証明書は税制課、固定資産評価証明などは資産税課へ申請してください。出張所でも受け付けます。運転免許証などの公的な本人確認書類と、手数料1件200円が必要です。同居の親族以外の方が申請する場合は委任状も必要です。納税直後に納税証明書を申請する場合は税金の領収書が必要です。収入の申告をしていない場合などは出張所で受け付けできないことがあります。

平成28年の所得の証明は、市・府民税が給料から差し引かれている人は5月中旬、それ以外の方は6月中旬から発行します。郵送での申請もできます。

消防職員採用候補者試験

固消防本部総務予防室
(TEL6193・1115 FAX6193・0101)

10人。▶対象平成4年4月2日以降に生まれ、大学を卒業した人。平成6年4月2日以降に生まれ、短大・高専・高校を卒業した人。平成12年4月1日以前に生まれ、高卒程度の学力を持つ人。▶申し込み5月17日(水)から各消防署で配布する所定の用紙を5月29日(月)～6月12日(月)に消防本部総務予防室へ。▶試験6月25日(日)。▶採用10月以降。

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を

固臨時福祉給付金コールセンター
(TEL050・3786・1840 FAX6337・1631)
月～金曜日午前9時～午後5時30分。祝・休日は除く。

対象と思われる人に申請書を4月7日に郵送しました。申請書に必要事項を書いて、同封の返信用封筒で10月10日(火)までに返信してください。申請書を無くした人や届かない人はコールセンターへ問い合わせてください。

▶対象 次の(1)～(3)のすべてを満たす人。(1)平成28年1月1日現在、住民票が吹田市にある人。(2)平成28年度分市民税(均等割)が課税されていない人で、同税が課税されている人の扶養親族等でない人。(3)生活保護などを受けていない人。

支給額 対象者1人につき1万5000円。受け取りは1回限り。

市職員採用候補者試験を実施

固人事室
(TEL6384・1400
FAX6337・1631)

第1次試験は6月下旬を予定。職種、募集人数、申し込み方法など詳しくは市ホームページに、5月中旬に掲載します。また、市報すいた6月号でもお知らせします。

▶採用
平成30年4月以降。



改正道路交通法が施行されました

固大阪府警(TEL6943・1234)か市総務交通室(TEL6872・6136 FAX6872・1652)

高齢運転者による事故防止対策

臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上の高齢者が一定の違反行為をした場合は同検査を受ける必要があります。また、検査で運転に影響する認知機能の低下がみられた場合は、同講習を受ける必要があります。

臨時適性検査制度の見直し

免許更新時の認知機能検査か臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定されたら、医師の診断書の提出が必要です。

高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査により、認知機能の低下のおそれがないと判定された人は講習時間が3時間から2時間に短縮されます。

準中型免許の新設

車両総重量7.5トン未満の自動車を運転できます。新たに普通運転免許を取得する人が運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満となります。

準中型免許の受験資格・教習日数

18歳以上の人。普通免許がある場合は最短15日、ない場合でも最短17日で取得できます。

初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した人は、準中型自動車を運転するときに1年間初心者マークをつける必要があります。

普通免許を保有している人

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能です。

役立てています 事業所税・入湯税・都市計画税

固税制課(TEL6384・1243)か資産税課(TEL6384・1245)いずれも(FAX6368・7344)

事業所税は、教育文化施設や社会福祉施設などの都市環境の整備・改善に、入湯税は、消防施設の整備などに、都市計画税は、下水道・街路・公園の整備などに役立てています。

